

冬の生活支援事業（暖房用燃料費助成）

高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の皆さんへの冬の生活支援として、次のとおり暖房用燃料の購入に対して、助成を行います。

☆対象となる方は

平成27年11月1日現在（基準日）、町内に住所を有し、平成27年度の町民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当する世帯（生活保護世帯や施設入所者、基準日に在町していない方等は、除きます。）です。

① 高齢者世帯

ア 年齢満65歳以上の単身世帯

イ 夫婦の両方あるいはどちらか一方が満65歳以上の世帯または年齢満65歳以上の方で同居の扶養親族がいる世帯

② 障がい者世帯

ア 療育手帳区分A判定の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯

イ 身体障害者手帳1級及び2級の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯

ウ 精神保健福祉手帳1級、2級及び3級の方が世帯主または世帯構成員となっている世帯

③ ひとり親世帯

ア 20歳未満の子と父または母のいずれか一方によって構成されている世帯

☆助成額

1世帯 10,000円を助成します。

☆申請方法

対象となる方は、広報誌折込の申請書に必要事項を記入し、役場町民課または問寒別出張所に提出してください。認定調査をした後に、対象となる世帯へ、認定通知書を交付します。

☆助成方法

助成金は口座に振込みますので、公金等（税金、保険、水道等）の取引がある口座番号を記載してください。確認のため、役場の各担当に口座番号等の確認をすることを承諾していただきます。

☆暖房用燃料とは

暖房用燃料とは、灯油、電気、石炭、ガス、薪（木材燃料等）が対象となります。

提出方法 広報誌折込の申請書に記入のうえ、役場町民課または問寒別出張所へ提出願います。（郵送可）申請書は、保健福祉グループ窓口にも用意しています。

申請期間 平成27年11月1日から翌年2月末日まで

11月中の申請は翌月中旬の振込みとなり、以後、同様の取り扱いとしますので、なるべく早く申請書を提出してください。

※詳しくは、役場町民課保健福祉グループまでお問い合わせ下さい。 電話5-1115 告知端末機5-8815

平成27年度 エネルギー関連施設見学会

10月10日(土)～10月12日(月)

【広報・調査等交付金事業】

幌延町在住の18名の一般の方が参加し、道外でのエネルギー関連施設見学会を行いました。

2泊3日の見学会は、幌延深地層研究センター、東海研究開発センター（茨城県東海村）、大洗研究開発センター（茨城県大洗町）の3つの施設を見学しました。

幌延町での深地層の研究や東海村並びに大洗町で行われている研究開発についての説明を受け、エネルギーに関する知識の向上が図られました。

施設の見学では、厳重なセキュリティチェックを受けたあとに、高温ガス炉やクオリティーとエントリーに分かれる研究施設などを見学することができ、非常に貴重な体験をすることができました。

